

告示

埼玉県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
医療法人 レディース・クリニック公園通り	熊谷市上中条八〇四	平成二十七年四月一日